

令和5年11月10日

第5回水俣市農業委員会

第5回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年11月10日
開会 9時30分
閉会 10時22分
- 3 出席委員
農業委員 13名
1番 坂本 隆司 君 9番 戸次 治夫 君
2番 竹下 正治 君 10番 稲田 祐市 君
3番 中村 清治 君 11番 廣島 康雄 君
4番 金田一充章 君 12番 前田 仁 君
6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君
8番 西本 和代 君

推進委員 14名
15番 宮森 功房 君 22番 池田 郁雄 君
16番 蒔元 政廣 君 23番 松本 公昭 君
17番 竹本 義幸 君 24番 森下 義孝 君
18番 嶋田 一成 君 25番 坂口 新一 君
19番 岡本 成道 君 26番 山口 初憲 君
20番 中村 幸充 君 27番 古里 君廣 君
21番 鐘ヶ江鼓子 君 28番 山澤 親徳 君
- 4 欠席委員
農業委員 1名 5番 淵上 正嗣
推進委員 0名
- 5 議事日程
第1 議事録署名委員の選出
第2 議第14号 非農地証明書交付について
議第15号 農地法第3条の許可申請について
議第16号 農地法第5条の許可申請について
議第17号 農用地利用集積計画の申出について
- 6 農業委員会事務局
局長 山村 良一
次長 大川 尊
主任 山内 哲郎
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第5回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、5番、淵上委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、10番、稲田委員、11番、廣島委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、14名です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、4番、金田一委員にお願いします。</p>
<p>4番委員 (金田一充章君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。 議案書は、1ページになります。 1件でございます。 表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がございました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、担当農業委員と事務局で現地を調査しましたところ、雨水の市道への排水ルートが一部変更されておりましたが、排水先は元の既設市道側溝に接続されており、周辺農地に影響はない状態で工事が完了していたしましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項(2)合意解約通知についてでございます。 議案書は、2ページになります。 1件でございます。 貸人、借人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりです。 解約の理由は、住宅を建築するため合意解約したものです。 本件は、後程、議第16号の農地法第5条の許可申請についての1番において、もう1筆を加えたくうえで御審議いただくこととなっ</p>

	<p>ております。 位置につきましては、議案書19ページをご覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第14号、非農地証明書交付についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。 番号1番と2番は、私の担当ですので私から説明します。</p>
<p>1 番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>4ページをご覧ください。 議第14号、非農地証明書交付についての1番と2番の説明をいたします。 1番の申請人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は畑で、現況は山林です。 面積は、428㎡。 申請人は、市外在住時に相続したため、山林化して農地として利用できない状態となっています。 申請地は、5ページをご覧ください。 6日に、事務局2名、行政書士と私達2名、合計5名で現地調査をいたしました。 右に一輪車が通るくらいの急こう配の道があり、一番上の所です。 現況は、6ページをご覧ください。 このように山林化しています。 上の方は非農地になり、下の土地が樫の木を植栽されていますので、農地の復元は、重機も入りませんので難しいと思っています。 よって、農地法第2条の規定により、農地には該当しないと思われるので、御審議の程、よろしく願いいたします。 2番について説明します。 申請人、土地の所在は、記載のとおりです。 地目は、台帳畑、現況は山林です。 面積は、3,238㎡。 これも、相続をされています。 元々、山林化している所です。 申請地は、7ページをご覧ください。 6日に、事務局2名、行政書士と私達2名、合計5名で現地調査をしたところでございます。 8ページに現況の写真があります。 この土になっているのが、元々は海で、干拓され陸地になっているんです。 下から行く道はありません。 上からも、ほとんど道はありません。 元々も畑作はされておらず、登記簿が畑になっただけだろうと思っています。 木を伐採しても、畑にはならないような状況の所です。</p>

	<p>農地の復元は非常に困難と思われます。</p> <p>上の方には農地はあるんですが、周辺には農地はありませんので、影響もないかと思えます。</p> <p>従って、農地法第2条の規定により、農地には該当しないと思われるので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	はい、4番、金田一委員にお願いします。
4番委員	<p>議第14号、非農地証明書交付の番号3について、説明いたします。</p> <p>申請人と申請地の所在は、議案書4ページの3番に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳が畑、現況は山林です。</p> <p>一筆で、面積は、2, 243㎡。</p> <p>この土地の履歴は、現所有者の父親がみかん栽培をされていましたが、平成18年頃から闘病生活となり、管理が行き届かなくなりました。</p> <p>息子さんは、遠方に居住されている為、管理することは困難です。相続をされたときには、既に荒れ放題となっていたそうです。</p> <p>申請地の地図は、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>11月6日に、事務局2名と私の3名で現地調査を行いました。現況の様子は、10ページの写真をご覧ください。</p> <p>現地は、申請地を囲むように山林化しており、農地への復元は、物理的にも困難であると思われました。</p> <p>又、周辺も農地ではなく、接道が無い為、農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれます。</p> <p>農業振興地域内ではありますが、白地であり、第3種農地で非農地とするのに何ら障害はないと考えます。</p> <p>従いまして、農地法第2条の規定する農地、耕作の目的に供される土地には該当しないと思われます。</p> <p>御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	はい、8番、西本委員にお願いします。
8番委員 (西本和代君)	<p>議第14号、非農地証明書交付番号4について、ご説明いたします。</p> <p>申請者、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、2筆とも台帳は畑になっています。</p> <p>現況は山林になっています。</p> <p>11月6日に、5名で現地確認をしております。</p> <p>土地の現状ですが、経緯ははっきりしませんが、確認した限りでは、地形は畑だろうなという位の場所で、草も生い茂り、立木も生えていて、取り付け道も狭いし、道から一段上がった所でしたので、農地に復元は困難かなということで見えてまいりました。</p> <p>11ページの地図をご覧くださいと、道沿いで、一段上になり、住宅が一件建っています。</p>

	<p>その住宅の、取り巻きの2筆になります。</p> <p>12ページの写真を見ていただきますとわかりますように、とても復元出来るような農地ではなく、山林化していました。</p> <p>農地法第2条の規定する農地には該当しないと思われしますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第14号、非農地証明書交付については、証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第14号、非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第15号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議 長	はい、11番、廣島委員をお願いします。
11番委員	<p>農地法第3条の申請について説明いたします。</p> <p>議案書は14ページです。</p> <p>1番2番を担当していますので、1番から説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>986㎡です。</p> <p>譲受人の状況は記載のとおりです。</p> <p>ここは親子で営農されており、現在、玉葱を作っておられました。</p> <p>申請理由は、譲渡人が県外にお住まいで、農地の管理を出来ないとの事です。</p> <p>申請地は15ページです。</p>

	<p>現地調査を、今月6日に事務局2名、推進委員と私の4人で行いました。</p> <p>周りも畑で、譲渡には問題ないと思われます。</p> <p>続きまして2番です。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、106㎡です。</p> <p>譲受人の状況は、耕作地は現在持っておられませんが、事務局に耕作計画書を提出しておられ、野菜等を耕作されます。</p> <p>申請人も譲渡人と譲受人は従妹同士で、譲渡人の方が高齢で管理できなくなったということです。</p> <p>申請地は、議案書をご覧ください。</p> <p>現地調査を、11月6日に事務局2名と推進委員と私の4人で行いました。</p> <p>現在は耕作しておられませんが、きちんと保全状態でした。</p> <p>以上ですが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので、御審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願ひします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第15号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第15号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第16号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願ひします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。

議 長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>議第16号、農地法第5条の許可申請の1番について説明いたします。</p> <p>18ページです。</p> <p>譲渡人、譲受人の状況は、議案書のとおりです。</p> <p>土地の所在、地目、面積も表記とおりです。</p> <p>使用目的は、個人住宅と進入路。</p> <p>現在、賃貸住宅に住んでおり、子どもの将来を考え手狭になることから、申請地に住宅を新築するものです。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地で、使用貸借権を設定してあります。</p> <p>事業面積、転用面積は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子関係で、娘夫婦が家を建てられるということです。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。</p> <p>先程、解約がありました所の場所です。</p> <p>現地調査を、11月6日に、私と宮森推進委員、立会人と事務局2名で行いました。</p> <p>申請地は高台にあり、貸人の農地のみですので、隣接する農地もございませんが、残りの農地は、前に借りておられた借人の方が引き続き耕作をされるということです。</p> <p>農用地利用集積計画のほうで借りられております。</p> <p>雨水は、側溝をずっと張り巡らされていますので、隣にある側溝に流されます。</p> <p>家庭排水も浄化槽よりそっちのほうに流して排水されるそうです。</p> <p>19ページを見てもらえば、右の農地から4mの幅を取り、道を作るということです。</p> <p>幅は4m取ってありますが、人が通るくらいの道にするということです。</p> <p>調査の結果、住宅を建築しても影響ないものと判断しましたので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
11番委員	はい、議長。
議 長	はい、11番、廣島委員にお願いします。
11番委員	<p>農地法第5条の許可申請について説明いたします。</p> <p>議案書は18ページです。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は畑、現況は道路です。</p> <p>78㎡です。</p> <p>現地調査を11月6日に、事務局2名、竹本委員と4名で行いました。</p>

	<p>申請地は21ページです。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断されています。</p> <p>転用理由は、近隣を家屋で囲まれた土地にある住宅で生活しており、進入路として利用するためです。</p> <p>申請地の周りの地主さんに説明をして、了解を貰っているとのことでした。</p> <p>現在申請地は、コンクリートの道路になっています。</p> <p>事務局のほうに始末書が提出されていて、当時は転用のやり方を知らなかったということです。</p> <p>転用の目的からしても、問題ないと考えています。</p> <p>転用面積の妥当性につきましても、現地調査したときに図面と合わせ確認していますので、問題ないと考えます。</p> <p>転用に係る許可基準から何ら問題ないと思われまますので、審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9 番委員 (戸次治夫君)	はい、議長。
議 長	はい、9番、戸次委員。
9 番委員	1番について御質問します。 先程の、4m道路は人が通れるほどとか言われていましたが、その点を詳しく教えてください。
2 番委員	建築基準法で4mを確保するというので、図面にも書いてありますが、4mの道路を確保するというので面積は取ってあります。 通路として道は作りますが、歩いて上るような感じで作られるという事でした。
9 番委員	4m道路は4m道路で作って、人が通る道もまた別に作るという話ですね。
事務局次長	事務局ですが、4m道路というのが法律上道路のほうに接道する必要があるので作られているわけですが、ここの道路転用部分は、基本的にコンクリートとかで覆ったりしないということで、そのままの露出した状況のままみたいなんですが、傾斜が強いということでした。 基本的には人が歩いていくような道路ということで、車は図面の

	左側のほうから乗り入れが可能と話を伺っています。 ただ、車を止めたりするのは可能であると聞いています。
9 番委員	4 m 道路は通れて建築許可を取れるという判断が出たんですね。
2 番委員	そうです。
7 番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7 番、山内委員。
7 番委員	3 筆ありますよね。 畑地のマークが付いている土地は一部削るわけですよね。 農地でしょ。分筆して削るということですよね。
2 番委員	そうです。 道路としてここは使うということです。
7 番委員	分筆するわけですね。なるほど。 ここの農地の進入路は、下を使うということですか。
2 番委員	地図を見てもらえば。
7 番委員	作った道ではなく、下の道でこの農地に入って行くということですね。
2 番委員	右の突き当りの所を市道が通っていますので、そこから上り口ができるという事で。
7 番委員	農地ですよ。
2 番委員	ここの農地に行くにはですか。
7 番委員	はい。
2 番委員	農地に行くには、左側の敷地のほうから住宅に入る道を利用されるのと、もう一つ、道路側から斜めに畑に行く道路もあります。 作ってあります。
7 番委員	農地は分筆ですか。
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	事務局ですけれども、元々あった農地を分筆したうえで宅地に入っているという事です。 元々、2筆の所が斜めに入っているので、宅地にしたときに、その分が少し斜めに分筆せざるを得なかったという形です。
7 番委員	分筆しているわけですね、農地を分筆して農地と宅地にしてあるということですね。
事務局次長	元々あった2筆の農地を分筆しています。
7 番委員	分かりました。
1 2 番委員 (前田仁君)	はい、議長。
議 長	1 2 番、前田委員。
1 2 番委員	今のところですが、下のほうから車を取り入れるということでしたが、下のほうは恐らく農地だと思うんですが、農地を利用して車を通して家のほうに行くという事であれば、転用の申請する必要があるのか。分かりませんが。 いかかでしょうか。
事務局次長	事務局ですが、家への進入につきましては、農地ではなく転用した進入路を通って行かれるということです。
議 長	これは4筆とも全部宅地になっているでしょ。 宅地になって道路になるわけですよ。 5条申請に出たのは畑じゃなく4m道路を造るわけです。 畑を宅地にする申請ですので、畑ではございません。 審議と質問の意味が違うと思います。 畑を宅地にする5条申請ですので、許可が下りれば畑はここで消滅します。 4m道路を造らなければいけないので、畑が4m道路になります。 一番奥に家を作るから、家に行くまでの道を4m。 家を道の横に作れば別にいいんですが、一番奥に建てるので、家に行くまでの道として転用。 いいでしょうか。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第16号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
	御異議もないようですので、議第16号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第17号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。 担当委員の説明をお願いします。
7番委員	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員をお願いします。
7番委員	農用地利用集積計画の申出、再設定1番と2番の担当となっておりますので、併せて説明いたします。 貸人と借人は、議案書24ページの記載のとおりです。 1番。地目は、畑地3筆で、面積は、合計で6,918㎡です。 始期終期は、令和5年12月1日から令和8年11月30日までの3年間です。 利用目的は、甘夏みかんの栽培です。 利用権の種類は、賃借権です。 借賃は、記載されているとおりです。 借人の経営面積は、自作地、借入地合計で、5,775㎡で、従事者は御夫婦と申出人の御両親の4名です。 みかん専業農家です。 農業従事日数は300日です。 申出地は、25ページに記載のとおりです。 11月3日に、現地調査を推進委員の中村さんに案内していただき、岡本推進委員の3人で見てまいりました。 申出人の御両人が草刈りをしておられましたので、管理はされております。 この度、利用権3年間の期限が来ましたので、利用権再設定の申出です。 私的意見でございますが、借賃は年間この金額は適正なのか、約7反でこの金額というのは。 先月、鬼塚委員から申し出があったのは、6反で無償だったんですよ。 その手前の土地なんです。 あくまで私的意見ですが、どうなのかなという感じを受けました。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えますので、御審議をお願い致します。

	<p>続きました2番です。 地目は、畑地2筆。 面積は、合わせて5,624㎡です。 始期終期は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までの1年間です。 利用目的は玉葱の栽培で、利用権の種類は賃借権です。 借賃は記載のとおりです。 借人の経営面積は、24,079㎡で、従事者は、本人と本人のお父さんの2名でされているみたいですが、お父さんも高齢で、ぼちぼちされているみたいです。 農業従事日数は300日です。 申出地は、26ページに記載されているとおりです。 岡本推進委員と現地調査に行きました。 玉葱の作付けは済んでおり、土地の管理はされていました。 もう一筆は、ヒマワリが植わっていましたが、全部刈り取りすき込んで、マルチを貼るだけになっています。 昨日、一部張ったみたいな感じです。 この度、この土地も、1年間の利用権の期限が来ましたので、利用権の再設定の申し出です。 よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えますので、御審議をお願い致します。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
7番委員	はい、議長。
議 長	はい、7番委員。
7番委員	<p>どうなのでしょう。 使用料というのは。 なんともできないんでしょう。お互いの話し合いなのでしょう。 先月は無償なんですよ。 6反で無償、7反有償。 隣なんですよ。</p>
議 長	<p>はい。 私達が口を出すことはできませんので。 ほかにご覧いませんか。</p>

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第17号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第17号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第5回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員